強化プラスチック成形	なし	なし
石材施工	石材加工法及び石張り施工法	石材加工作業及び石張り作業
パン製造	なし	なし
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	なし	なし
水産練り製品製造	なし	なし
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
とび	なし	なし
左官	なし	なし
築炉	なし	なし
タイル張り	なし	なし
配管	建築配管施工法及びプラント配管施工法	建築配管作業及びプラント配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	なし
コンクリート圧送施工	なし	なし
防水施工	なし	なし
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工法、カーペット系床仕上げ施工法、鋼製下地施工法、ボード仕上げ施工法及びカーテン施工法	プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業
熱絶縁施工	なし	なし
サッシ施工	なし	なし
ウェルポイント施工	なし	なし
表装	なし	なし
塗装	建築塗装法、金属塗装法、鋼橋塗装法及び噴霧塗装法	建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業
工業包装	なし	なし

備考　この表の上欄に掲げる検定職種の試験については、基礎級又は旧規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定に合格した者に限り受けることができるものとする。

ハ　基礎級

基礎級の検定職種のうち前期又は後期の期間にかかわらず随時実施するものは、さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装とする。なお、これらの試験については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第一項に規定する技能実習生及び同法附則第三条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等に限り受けることができるものとする。

二　試験科目

実技試験及び学科試験

三　日程

(一)　前期

実施公示	平成三十年三月一日（木）
受検申請書の受付	平成三十年四月四日（水）から同月十七日（火）まで
実技試験	一　問題の公表 平成三十年五月二十九日（火） 二　実施 (一)　平成三十年七月十五日（日）に学科試験を実施する検定職種 平成三十年六月五日（火）から同年八月十二日（日）まで (二)　(一)の試験日以外の日に学科試験を実施する検定職種 平成三十年六月五日（火）から同年九月九日（日）まで
学科試験（第一の(一)の表において選択科目を掲げるものにあつては、当該選択科目に係る学科試験に限る。）	一　平成三十年七月十五日（日）に実施する検定職種 三級 園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、ブロック建築、化学分析、塗装、広告美術仕上げ、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾 二　平成三十年八月十九日（日）に実施する検定職種 (一)　一級及び二級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、光学機器製造、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析及び塗装 (二)　三級 金属熱処理 (三)　単一等級 製麺及び産業洗浄